

社会福祉法人 ゆめみの里

役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆめみの里（以下「この法人」という）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事又は監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいうものであって報酬とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 常勤理事 | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間以外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円とする。
- 5 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表2に定める額とする。
- 6 各々の常勤理事の報酬月額は、別表2のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 7 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

- 8 計算金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。
- 9 社会福祉法第45条の14第9項及び定款第27条第2項の規定に基づき、理事会を開催されることなく、理事会の決議があったものとみなされた場合、理事会の決議事項に同意又は確認した役員に対する報酬は、無報酬とする。
- 10 社会福祉法第45条の9第10項及び定款第13条第4項の規定に基づき、評議員会を開催することなく、評議員会の決議があったものとみなされた場合、評議員会の決議事項に同意した評議員に対する報酬は、無報酬とする。

(費用弁財)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また毎払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規定の通勤費支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

- 第6条 常勤役員の報酬及び費用（旅費を除く）は、毎月27日に支払うものとする。なお、支給日が土日祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程を改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成25年8月13日より適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月13日より適用する。

附則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表 1

	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

※ 報酬額は、源泉所得税控除後の金額とする。

別表 2

(1) 役員等報酬表

号俸	支給基準額
1号俸	月額 50,000 円
2号俸	月額 100,000 円
3号俸	月額 150,000 円
4号俸	月額 200,000 円
5号俸	月額 250,000 円
6号俸	月額 300,000 円
7号俸	月額 350,000 円
8号俸	月額 400,000 円
9号俸	月額 450,000 円
10号俸	月額 500,000 円

別表 3 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事・監事

理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

※報酬額は源泉所得税控除後の金額とする。